

ID: 364

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	責任技術者証の交付及び再交付
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市下水道排水設備指定工事店規則 第15条第1項及び第5項
例 規 番 号	平成11年規則第5号
【根拠条文】 (責任技術者証) 第15条 市長は、第13条に定める登録資格を有する者から前条の申請があったときは、責任技術者として登録を行い、責任技術者証(様式第12号)を交付するものとする。 2 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときには、常に責任技術者証を携帯し、市の職員等の要求があったときには、これを提示しなければならない。 3 責任技術者は、氏名、住所又は勤務先に異動(住居表示の変更を含む。)があったときは、直ちに様式第13号による届出書に異動の事実を証する書類及び責任技術者証を添えて、市長に届け出なければならない。 4 責任技術者は、登録の有効期間内に新しい責任技術者証の交付を受けたときは、既に交付を受けた責任技術者証を返納しなければならない。 5 責任技術者は、責任技術者証をき損又は紛失したときは、直ちに様式第14号による申請書を市長に提出し、再交付を受けなければならない。 6 責任技術者は、第17条の2の規定により登録を辞退したときは、責任技術者証を遅滞なく市長に返納しなければならない。 7 責任技術者は、第18条の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者証を遅滞なく市長に返納しなければならない。同条の規定により登録の効力を一時停止されたときは、責任技術者証をその停止期間中返納しなければならない。 【基準】 根拠条文及び第13条の規定による。 (登録資格) 第13条 試験に合格した者は、責任技術者の登録を受ける資格を有するものとする。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。 (1) 指定工事店に勤務していない者 (2) 試験の合格証の有効期限までに登録を受けない者 (3) 不法行為若しくは不正行為等を理由に試験の合格を取り消され、又は第18条の規定により責任技術者としての登録を取り消され、2年を経過していない者 (4) 破産手続き開始の決定を受けた者であって復権していない者 (5) 精神の機能の障害により責任技術者の業務に当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和2年10月1日